

(案)

伊豆半島道路ネットワーク会議 規約

(名称)

第1条 本会議は、「伊豆半島道路ネットワーク会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、伊豆地域の道路交通需要に関する社会情勢等の変化を踏まえて、「背骨」となる伊豆縦貫自動車道と、「肋骨」となる国県道、幹線市町道を含む地域全体の道路網のあるべき姿を検討し、短期、中長期を見据えた実施計画を策定することを目的とする。

(検討事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 伊豆地域の道路網のあるべき姿
- (2) 東京五輪の開催を踏まえた伊豆地域の短期、中長期にわたる実施計画
- (3) その他、会議の目的達成のために必要な事項

(会議)

第4条 会議のメンバー等は別表1のとおりとし、専門的な意見等を聴取するために、オブザーバーを置くことができる。

- 2 座長は、(一社)美しい伊豆創造センター会長とする。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。
- 4 会議は、座長が招集し、会務を総括する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる者以外の者の意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 会議の円滑な運営を図るため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 作業部会の座長は、(一社)美しい伊豆創造センター専務理事とし、必要に応じて招集する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、静岡県交通基盤部道路局及び(一社)美しい伊豆創造センターとする。

(その他)

第7条 この規約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議のうえ処理するものとする。

附 則

この規約は、平成28年 3月30日から施行する。
この規約は、平成28年 7月28日から施行する。
この規約は、平成28年11月 8日から施行する。
この規約は、平成30年12月 3日から施行する。
この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規約は、令和 2年12月28日から施行する。
この規約は、令和 5年 3月 日から施行する。

別表1（会議）

| | |
|--------|--|
| 座長 | (一社)美しい伊豆創造センター会長 |
| メンバー | (一社)美しい伊豆創造センター専務理事 静岡県交通基盤部道路局長 静岡県下田土木事務所長 静岡県熱海土木事務所長 静岡県沼津土木事務所長 |
| オブザーバー | 国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長 静岡県経営管理部賀茂地域局長 静岡県経営管理部東部地域局長 <u>静岡県スポーツ・文化観光部理事</u> |

別表2（作業部会）

| | |
|--------|---|
| 座長 | (一社)美しい伊豆創造センター専務理事 |
| メンバー | (一社)美しい伊豆創造センター事務局長 (一社)美しい伊豆創造センター構成13市町道路所管部長又は課長 静岡県交通基盤部道路局道路企画課長 静岡県交通基盤部道路局道路整備課長 静岡県道路公社道路部長 |
| オブザーバー | 国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所副所長 国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所計画課長 |